

第 62 回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム コミュニケ（当委員会仮訳（抄））

日本の個人情報保護委員会（PPC）は、2024 年 11 月 26 日から 27 日まで、第 62 回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラムを主催した。

本フォーラムには、アジア太平洋地域の 17 の APPA メンバーが参加した。また、他のデータ保護機関やその他の国際ネットワークなど、世界中から多数のゲストやオブザーバーも出席した。

2 日間のフォーラムでは、メンバー、オブザーバー及びゲストが、プライバシーに関する様々な共通の論点、規制に関する経験及び執行の課題について共有し、議論した。また、当該地域における規制協力を強化する目的で、参加者は引き続き関係構築に取り組んだ。

議論の焦点となったのは、以下の主要テーマである。

- 執行及び法制度の進展
- プライバシー機関による新たな取組及びガイダンス活動
- 研修及び啓発活動
- 重大なデータ漏えいに関する最新情報と対応
- AI 及び先端技術のガバナンス
- こどものプライバシー保護
- 信頼性のある自由なデータ流通を含む越境データ移転

APPA メンバーは、プライバシー規制に対する積極的なアプローチの必要性を認識し、協働と法域間の協力を強化するための戦略を共有した。

2 日間の会議は二つのセッションに分かれて行われた。

1 日目

1 日目、第 62 回 APPA フォーラムは、PPC の委員である小川克彦氏によって幕を開け、同氏は APPA メンバーの東京への来訪を歓迎した。続いて、シンガポール個人データ保護委員会（PDPC）コミッショナーの Lew Chuen Hong 氏が、APPA 事務局として、PPC の素晴らしいホスピタリティと、長年にわたり事務局の役割を担ったカナダ・ブリティッシュコロンビア州情報プライバシー・コミッショナーオフィスへの謝辞を述べた。その後、PPC の委員であり本フォーラムの議長である浅井祐二氏が議題の概要を説明した。開会式は第 61 回 APPA フォーラムの議事録が承認され終了した。

1 日目は APPA の定例的な議題が中心であった。

正式な議題は、APPA 事務局及びガバナンス委員会委員長の代理として、シンガポール PDPC ディレクターの Adeline Tung 氏が発表を行ったガバナンス委員会レポートから始まった。

これに続くメンバー限定セッションでは、中華人民共和国マカオ特別行政区個人データ保護局（PDPC）によるコミュニケーション・ワーキンググループの報告及びAPPAメンバーによる検討のため匿名化技術ガイド草案を共有した、シンガポールPDPCによるテクノロジー・ワーキンググループの報告からなる、APPAワーキンググループの報告が行われた。

次いで、メンバーがそれぞれのジュリスディクション・レポートの発表を行い、各法域におけるプライバシーに係る主要な動向について最新情報を提供した。発表者は、過去6か月間の各法域における進展につき、フォーラムで関心を集めそうなものについて概説することを求められた。このセッションで議論されたトピックには、以下のようなものが含まれていた。

- 法制度の整備
- 新たな取組とガイダンス
- 執行と調査
- 研修と啓発

その後、参加者の集合写真が撮影された。

午後最初のセッションもジュリスディクション・レポートが続き、その後、プライバシー機関以外の参加も歓迎するクローズドセッションとして、Future of Privacy Forumのグローバルプライバシー担当副代表であるGabriela Zanfir-Fortuna氏をモデレーターとする、「アジア太平洋地域におけるAI及び先端技術のガバナンス：展望と取組」についてのパネルディスカッションを行った。このパネルディスカッションでは、（1）AI及びデータ保護／プライバシーの交差点における様々な法域での既存の取組、（2）AIに特化した包括的な法律のあり方、（3）特に生成AIのような複雑な技術を効果的に規制するための戦略といった三つの主要分野に焦点が当てられた。

これに引き続き、世界のプライバシー関係機関の進展・最新情報レポート（ネットワーク・レポート）が行われ、各ネットワークは以下のトピックについて議論するよう求められた。

- 各ネットワークが今年直面した最も重要な課題と成果は何か。
- 国際的な協力が目的の達成にどのような影響を与えたか。

1日目の最後には、コミュニケーション案が議論され、閉会の辞が述べられた。

夕方、PPC主催の歓迎レセプションが開催され、APPAフォーラムに對面て出席したメンバーが参加した。

2日目

2日目は、浅井委員による短い挨拶で幕を開けた。

フォーラム2日目は、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについての報告から始まった。報告の後、カナダ・ブリティッシュコロンビア州情報プライバシー・コミッショナーのMichael Harvey氏、カナダ・オンタリオ州

情報プライバシー・コミッショナーの Patricia Kosseim 氏、カナダプライバシー・コミッショナーの Philippe Dufresne 氏による、こどものプライバシーに関するプレゼンテーションが行われた。

コペンハーゲン大学客員教授、ウィルソン・ソンシーニ・グッドリッチ&ロサート法律事務所シニアプライバシーカウンセルの Christopher Kuner 氏が、越境データ移転に関する基調講演を行った。続いて、Asian Business Law Institute ディレクターの Zee Kin Yeong 氏をモデレーターとする、「信頼性のある自由なデータ流通—プライバシー当局の果たすべき役割—」についてのパネルディスカッションが行われた。このパネルディスカッションでは、(1) モデル契約条項、(2) 相互認証、(3) 企業認証制度の3点に焦点を当て、データ保護機関の観点から D F F T を促進するための具体的な仕組みについて議論した。議論の中では、各種ツールの特徴を踏まえた活用方法や、相互運用性を高めるための検討の進め方が取り上げられた。また、データ保護機関が目指すべき方向性や、個人データの安全かつ円滑な越境移転の仕組みをさらに改善していくために克服すべき課題について様々な観点から検討がなされた。

2日目の最後には、コミュニケ案の公表が承認され、その後 P P C からの閉会の挨拶がなされた。

最後に、第 63 回 A P P A フォーラムの主催についての発表があった。

2日目の残りの時間、A P P A 参加者は、希望すれば、D F F T 及び個人データの利活用と保護の二つのトピックを取り上げた P P C 主催によるサイドイベントに参加できた。イベントには、産業界、学界、プライバシー専門家、市民社会、政府及び規制当局の代表者が参加した。

次回会合

第 63 回 A P P A フォーラムは、ニュージーランド・プライバシーコミッショナー・オフィスの主催により、オンラインで開催される。

(以上)